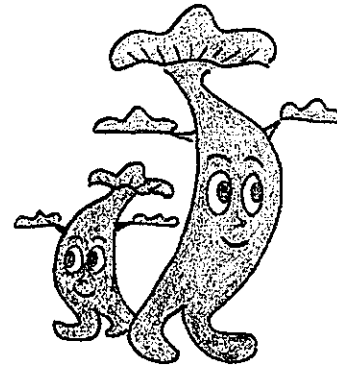


松くい虫防除の実施について

今年も松くい虫防除のため、下記のとおり薬剤による空中散布並びに地上散布を行いますので、町民皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

松は長～い友達



1. この事業をなぜ行うのか

当町には、ただ一つの森林として松林があります。

この松林は、防風・防潮・魚つき林及び自然環境保全や景観形成など、町の産業と住民生活のため、かけがえのない重要な役割を果たしており、また町を象徴する木として、これからも松くい虫の被害から守り、大切に育てる必要があるために行います。

2. 薬剤散布の区域について

①ヘリコプターによる空中散布区域（散布予定面積 176.35ha）

笛吹郷、浜津郷、柳郷、中村郷、前方郷、黒島郷、斑島郷、大島郷、納島郷内の重要な松林
※学校から200m、民家から50m以内は、原則として散布区域から除外します。

②地上散布の区域（散布予定面積 30ha）

防風林や地域の景観として重要で、空中散布が出来ない松林。学校付近や林帯幅が狭い防風林。
※松毛虫の発生している松林への散布も行います。

3. 使用薬剤及び散布量

○空中散布	スミパインMC	5倍液	1ha当たり	60%	散布
○地上散布	スミパイン乳剤	180倍液	"	1,200%	散布

4. 防除作業の実施予定日時

○空中散布	5/30 (水)	町内一円	予定時間	午前5:30～午前9:30頃まで
○地上散布	5/26 (土)	町内一円 (学校以外)	予定時間	午前8:00～午後5:00頃まで
	5/30 (水)	町内一円 (学校含)	予定時間	空中散布終了後～午後5:00頃まで
	6/16 (土)	町内一円 (学校含)	予定時間	午前8:00～午後5:00頃まで
	6/17 (日)	町内一円 (学校以外)	予定時間	午前8:00～午後5:00頃まで

※ 天候条件により日程等を変更することがあります。変更する場合は防災無線でお知らせします。

5. 薬剤散布の安全対策について

農薬取締法に基づく「空中散布用」「地上散布用」の薬剤で定められた使用方法及び使用上の注意事項を厳守し、安全な散布に努め、住民などへの危被害防止には十分注意致します。

① 散布の気象条件

風速5m以下で、風向にも十分配慮して実施します。

② 一般住民への注意事項について

- イ. 散布区域の松林内には、2週間は立入らないでください。なお、散布区域付近の公園など、人の集まる場所には、薬剤散布後2週間「立入禁止」の看板を設置します。
- ロ. 散布区域付近の家屋では、散布中は窓を閉めて出来るだけ外出しないようにして下さい。
- ハ. 散布地付近の道路を通行される方には、交通誘導などを行いますが、薬剤がかからないようご注意ください。なお、万一薬剤が皮膚に付着した場合は、速やかに石鹸で洗い流して下さるようお願い致します。
- ニ. 通学路についての散布時間帯は、登校時間を避けるように調整します。なお、やむをえず散布する場合は、係員を配置して一時通行止等の処置をとります。散布中は、散布区域付近には、駐車しないでください。万一薬剤が車に付着した場合は、洗い流して下さい。
- ホ. 水産物に対する危被害防止については、養殖施設があるところでは、飛散に注意し、水質検査を実施します。また散布区域付近で鯉を飼っている泉水についてはムシロ等で覆いをして薬剤が入らないようにして下さい。
- ヘ. 家畜に対する危被害防止として、散布区域付近の畜主は、散布中はヘリコプターの騒音により牛が驚くことがありますので、畜舎の窓を締め切って、十分管理して下さい。また、散布当日は、散布区域内に牛を入れることを避け、散布後2週間は放牧場への入牧・繋留も行わないで下さい。又散布松林区域にある飼料についても2週間程度は給与しないで下さい。

6. 緊急時の医療体制等について

薬剤の飛散による事故、その他、万一の場合における被害者への対応として事前に消防署、町立診療所をお願いし、緊急時の応急処置に備えます。

連絡先 役場 TEL 56-3111 消防署 TEL 119
診療所 TEL 56-4111

7. 住民への広報について

防除作業当日の天候条件による日程の変更、散布後の注意事項等については、その都度、防災行政無線及び広報車等によりお知らせします。

8. その他

薬剤散布を行うにあたっては、安全対策には、十分配慮し作業を進めるように致しております。松くい虫防除に使用する薬剤（スミパインMC 主成分：スミチオン）（スミパイン乳剤 主成分：スミチオン）は、人畜に対して低毒性の薬剤（普通物）ですが、人によっては薬剤による影響の程度が異なることから、もし万一、吐き気、下痢、腹痛、頭痛、めまい等の中毒症状が現れることがありましたら、下記の医療機関に連絡して適切な処置を受けてください。

診療所 TEL 56-4111

なお、不明な点がある場合はご連絡ください。（小値賀町役場産業振興課 56-3111）